

第61期

定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日～2022年2月28日

▶ 日時

2022年5月26日(木曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時)

▶ 場所

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル
3階 ノクターン

(昨年と開催場所が異なりますので、末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場合
は、郵送により、

2022年5月25日(水曜日) 午後5時まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し
あげます。

Contents

■ 第61期定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
■ 事業報告	4
■ 連結計算書類	20
■ 計算書類	22
■ 監査報告書	24
■ 株主総会参考書類	32
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	

証券コード 6469
2022年5月9日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜
3丁目17番6号イノテックビル11階
株式会社放電精密加工研究所
代表取締役社長 工 藤 紀 雄

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年5月25日（水曜日）午後5時までに到着**するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル3階 ノクターン
(昨年と開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が限られております。このため、満席となりました場合は、入場を制限させて頂くことがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第61期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hsk.co.jp/>）に掲載しております。

①事業報告「業務の適正を確保するための体制」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

②連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②および③は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査等委員会が監査をした連結計算書類および計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hsk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

株主の皆様におかれましても、健康状態にご留意いただき、極力、株主総会へのご出席をお控えいただき、書面により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

- ① ソーシャルディスタンス確保のため、会場における座席の間隔を広く空けますのでご用意できる席数が限られております。そのため、満席となった場合、ご入場を制限する場合がございます。
- ② 株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用をお願いいたします。また、会場受付付近に設置する消毒液にて手指の消毒をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、ご入場を制限する場合がございます。
- ③ 当日は、受付前のサーモグラフィーにて株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱がある方や体調の優れない方等のご入場を制限させていただきます。
- ④ 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間でを行う予定としておりますので、ご理解ならびにご協力をお願いいたします。
- ⑤ 株主懇談会については、取り止めとさせていただきます。
- ⑥ 株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産の提供については、取り止めとさせていただきます。
- ⑦ 株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ⑧ 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hsk.co.jp/>) にてお知らせいたします。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)における世界経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の拡大から、大幅なマイナス成長となりましたが、ワクチン接種率の増加に伴い、特に欧米諸国では回復の兆しが見えたものの新たな変異による感染拡大の懸念が残り、またロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻など、いまだ先行きは不透明であります。わが国経済についても、ワクチン接種が進み緊急事態宣言等も解除され、徐々に経済活動も正常化に向かってはいるものの、新たな変異株の脅威や世界的な部材不足の影響、ウクライナ情勢等、楽観できる状況ではありません。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く業界動向は、環境・エネルギー関連、航空・宇宙関連、交通・輸送関連、機械設備関連は、前期に比べ順調に推移し、住宅関連は前期並みに推移しました。このような環境の中、当社グループはCOVID-19の感染防止対策を講じるとともに、経費削減や投資計画の見直しを図るなど、多種多様な角度から利益創出に向けた対策を実行いたしました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高につきましては、環境・エネルギー関連の産業用ガスタービン部品の受注増加、前期に納入延期となっていた機械設備関連のデジタルサーボプレス機等の販売などにより増収となり、売上高は12,976百万円(前年同期比18.8%増)となりました。利益につきましては、増収によるもののほか、生産体制の見直しなどの全社的なコストダウン施策の実行、及び前期に減損損失を計上したことによる減価償却費の減少などの効果から、営業利益は634百万円(前年同期は565百万円の営業損失)、経常利益は607百万円(前年同期は582百万円の経常損失)、また特別利益として飯山事業所等売却による固定資産売却益1,217百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,413百万円(前年同期は2,836百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

【放電加工・表面処理】

放電加工・表面処理は、前期にCOVID-19感染拡大の影響を大きく受けた航空・宇宙関連において、徐々にではありますが回復の兆しが見えてきたことに加え、環境・エネルギー関連の産業用ガスタービン部品の売上高が増加した結果、前年同期に比べ増収となりました。

その結果、放電加工・表面処理全体では増収となり、売上高は6,820百万円（前年同期比17.2%増）となりました。

【金型】

金型は、住宅関連のアルミ押出用金型、交通・輸送関連のセラミックスハニカム押出用金型共に、COVID-19感染拡大の影響などがあつたものの前年同期並みに推移しました。

その結果、金型全体では増収となり、売上高は4,216百万円（同5.1%増）となりました。

【機械装置等】

機械装置等は、前期にCOVID-19感染拡大の影響などで納入延期となったデジタルサーボプレス機等の販売により、前年同期に比べ増収となりました。

その結果、機械装置等全体では増収となり、売上高は1,939百万円（同76.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度における事業の種類別セグメント売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	第 60 期 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)		第 61 期 (当連結会計年度) (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)	
	金額	構成比率	金額	構成比率
		%		%
放電加工・表面処理 金型	5,818	53.3	6,820	52.6
機械装置等	4,010	36.7	4,216	32.5
	1,097	10.0	1,939	14.9
合計	10,927	100.0	12,976	100.0

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,407百万円となりました。その主なものは大和事業所土地等948百万円、岡山事業所生産設備132百万円、その他は各事業所の生産設備の更新によるものであります。

③ 重要な資金調達状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額2,650百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、コミットメントライン契約につきましては、財務制限条項が付されております。また、取引銀行3行と総額1,700百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 58 期 (2019年 2 月期)	第 59 期 (2020年 2 月期)	第 60 期 (2021年 2 月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2022年 2 月期)
売 上 高 (百万円)	11,686	11,127	10,927	12,976
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	955	△190	△565	634
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	1,030	△186	△582	607
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	709	△189	△2,836	1,413
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	97.91	△26.19	△391.64	195.15
総 資 産 (百万円)	15,212	17,709	15,417	15,547
純 資 産 (百万円)	7,683	7,939	4,978	6,256

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	千パーツ 20,000	% 51	アルミ押出用金型及び付属品の製造販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中長期の社会環境の潮流は、脱炭素社会や資源循環社会といった「社会の持続可能性の重視」であり、また、COVID-19感染拡大やウクライナ危機のように「変動性・不確実性」がこれまでに増して高まるだろうと思われます。

そのような流れの中で、当社グループは、長期ビジョンとして「持続可能な社会の実現に貢献するコトづくり企業として、創造的な発想と技術で人と社会に必要なカタチを提供できる企業」を掲げ、その実現のため2022年2月期から2024年2月期までの3年間に事業の再構築の期間とした「中期経営計画2024」を策定し、諸々の課題に取り組んでおります。

「中期経営計画2024」1年目となる2022年2月期では、生産体制の見直しなどの全社的なコストダウン施策の実行などにより黒字に転換することができました。

「中期経営計画2024」2年目となる2023年2月期では、既存事業の事業構造再構築をさらに推進し、筋肉質な収益構造を構築してまいります。

また、航空・宇宙分野と、脱炭素・資源循環型社会の実現に向けた環境事業へ注力し、社会課題解決に向けた独自の製品・サービスの社会実装実現を目指してまいります。

長期ビジョン

持続可能な社会の実現に貢献するコトづくり企業として、
創造的な発想と技術で人と社会に必要なカタチを提供できる企業

重点方針

次世代に向けた再構築

2023年2月期は、上記の長期ビジョンと重点方針に基づいて、以下の施策に取り組んでまいります。

① 既存事業の事業構造再構築と環境事業への注力

当社グループは、今後想定される社会・産業の構造変化に対応するため、既存事業では、そのコア・コンピタンス（企業活動の中核となる強み）と技術先進性を改めて再確認し、市場環境に左右されない筋肉質な事業構造への再構築を図ってまいります。

また、重点事業として脱炭素・資源循環型社会の実現に向けた環境事業に注力することで、社会課題解決へのソリューションを「カタチ」にする社会実装力の向上、それを通じた持続的な成長を目指します。

上記の実現のために、厳しい経営環境にスピーディーに対応できる組織体制の構築と経営基盤の強化に努め、確実に成果に繋げてまいります。

② 健全経営によるステークホルダーとの良好な関係の構築・維持

当社グループは、「お客様の発展に貢献してこそ、私たちの発展がある」の理念に基づき、ステークホルダー（当社グループに関わる全ての人々）との対話を改めて重要な課題と認識しております。ステークホルダーとの対話を通じ、皆様から安心・信頼される健全経営に努め、人権に関する国際的な規範の遵守や多様性の尊重などに勤しみながら、今まで以上にステークホルダーとの健全で良好な関係の構築と維持に尽力してまいります。

③ 技術・技能の伝承および次世代に向けた人材育成の推進

当社グループは、これまで培ってきた技術・技能を次の世代に確実に伝承し、持続的に成長できる企業を目指します。また、次世代のリーダーとして若手の成長を促進し、DX技術・ICT技術を含めた次世代のものづくりに取り組む技術者の育成を推進してまいります。

④ 新しい生活様式における健康な職場づくりの推進

当社グループは、テレワークやオンライン会議などを駆使して、新しい生活様式に相応しい従業員の多様性を尊重した労働環境を構築することで、従業員が笑顔で働く職場づくりを促進し、持続可能な社会の実現に向けた新たな働き方への取り組みを推進してまいります。

⑤ SDGs（持続可能な開発目標）を意識したガバナンスの強化

当社グループは、SDGsを積極的に推進し、E（環境）・S（社会）・G（企業統治）に関する課題に取り組むために、サステナビリティを巡る課題に対応するためのガバナンス改革、コンプライアンス（法令遵守）体制の充実、リスクマネジメント強化のための体制の見直し、労働災害の撲滅を目指した安全衛生管理活動の推進等により、ガバナンスのより一層の強化を推し進め、経営基盤のさらなる強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、放電加工・表面処理技術を使用した金属製品等の製造販売および受託加工、金型・機械装置等の製造販売を行っております。

その内訳は下表のとおりで、事業内容にある3つの技術を用いて、5つの事業分野にて主要製品の製造販売および受託加工を行っております。

放電加工・表面処理の技術は「環境・エネルギー」「航空・宇宙」「交通・輸送」の3つの事業分野、金型の技術は「住宅」「交通・輸送」の2つの事業分野、機械装置等の技術は「機械設備」「交通・輸送」の2つの事業分野で、それぞれ使用されています。

事業内容	事業分野	主要製品
放電加工・表面処理	環境・エネルギー	産業用ガスタービン関連部品 遠心圧縮機関連部品 クロムフリー表面処理剤
	航空・宇宙	航空機エンジン部品 航空宇宙関連部品
	交通・輸送	自動車表面処理部品
金型	住宅	アルミ押出用金型および付属品
	交通・輸送	セラミックスハニカム押出用金型および付属品
機械装置等	機械設備	デジタルサーボプレス プレス用金型およびプレス付帯設備
	交通・輸送	プレス部品の受託加工

(6) 主要な営業所および工場 (2022年2月28日現在)

当 社	本店	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目17番6号 イノテックビル11階	
	厚木事業所	神奈川県厚木市	
	飯山事業所	神奈川県厚木市	
	成田事業所	千葉県山武郡	
	名古屋事業所	愛知県春日井市	
	春日井事業所	愛知県春日井市	
	小牧事業所	愛知県小牧市	
	岡山事業所	岡山県赤磐市	
	大和事業所	神奈川県大和市	
	若狭事業所	福井県三方上中郡	
子会社	KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	本工場	タイ国 Pathumthani県
関連会社	天津和興機電技術 有限公司	本工場	中国 天津市西青区

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
659名 (139名)	△40名 (△15名)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名 (139名)	△17名 (△15名)	39.7歳	12.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,865百万円
株式会社横浜銀行	500
株式会社みずほ銀行	475
株式会社三井住友銀行	387
三井住友信託銀行株式会社	164

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,407,800株 |
| ③ 株主数 | 3,620名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東京中小企業投資育成株式会社	733千株	10.13%
放電精密加工研究所社員持株会	392	5.41
株式会社 二村	389	5.37
株式会社三菱UFJ銀行	325	4.50
二村山林有限会社	272	3.76
細江廣太郎	217	3.00
二村勝彦	210	2.90
三菱重工業株式会社	200	2.76
二村昭二	182	2.52
日本碍子株式会社	180	2.48

(注) 持株比率は、自己株式(165,381株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年2月28日現在)

- ① 新株予約権の概要
該当事項はありません。
- ② 当社役員が保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	工 藤 紀 雄	
常 務 取 締 役	大 村 亮	経理部および人事総務部管掌、情報開示担当
取 締 役	安 藤 洋 平	経営企画戦略室および品質システム管理室管掌
取 締 役	矢 部 純	環境マテリアル開発事業部および KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.管掌
取 締 役	瀧 川 浩 二	パワー&エナジー事業部およびエアロエンジン事業部管掌
取 締 役	村 田 力	ダイ&ツール事業部および産業機械事業部管掌
取締役（常勤監査等委員）	細 江 廣太郎	
取締役（監査等委員）	高 芝 利 仁	弁護士
取締役（監査等委員）	松 本 光 博	公認会計士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)高芝 利仁および松本 光博の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)高芝 利仁および松本 光博の両氏は、東京証券取引所に届出を行っている独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)松本 光博氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 取締役会長 二村 勝彦、取締役 細江 廣太郎、取締役 津倉 眞、取締役(監査等委員)藤江 勝治の四氏は、2021年5月25日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 細江 廣太郎氏は、2021年5月25日開催の第60期定時株主総会において新たに取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社は、当社の取締役等（執行役員を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等（執行役員を含む）が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

④ 役員報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	123 (1)	109 (1)	13	—	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22 (11)	22 (11)	—	—	3 (2)
合計	145	131	13	—	9

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年5月24日開催の第58期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は9名（うち社外取締役1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年5月24日開催の第58期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会開催時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

取締役会の決議によります。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社取締役の報酬等は金銭報酬および株式報酬より構成するものとし、金銭報酬は月例の基本報酬および年次の業績連動報酬からなるものとし、株式報酬は年次の譲渡制限付株式報酬とする。ただし、社外取締役および監査等委員である取締役は月例の基本報酬のみとし、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬は支給しないものとする。なお、譲渡制限付株式報酬に関しては2022年5月26日開催の株主総会議案である「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」の決議を前提とするものとする。

監査等委員でない取締役の金銭報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、経済動向、業界動向および業績等を勘案して、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会が審議の上取締役会へ答申を行い、その答申に基づき取締役会で決定する。月例の基本報酬については、役員報酬内規に定める基本報酬額に基づき、当社と同等規模の上場会社の役員報酬の金額を参考に、役位および従業員給与水準等を考慮して決定する。年次の業績連動報酬については、月例の固定報酬の年額の10%を基本額として、単年度業績に基づいて役員報酬内規に定める換算係数を乗じたものを原則として4月末日に支給する。

監査等委員でない取締役の株式報酬は、2022年5月26日開催の株主総会の決議による報酬総額の限度内で、当社役員報酬内規の定めに基づき、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給するものとし、対象取締役は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。なお、譲渡制限付株式の付与時の株価については、付与割当決議日の前日の東京証券取引所の終値とし、株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が取締役の地位を喪失する日までとする。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬等＝10：1：1をおおよその目安とする。

監査等委員である取締役の報酬は月例の固定報酬とし、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、職務分担等を勘案し監査等委員である取締役の協議によって決定する。

ハ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

内容の決定および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、指名報酬委員会の答申が尊重されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、経常利益および税引前利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営指標として重視し、経営活動全般の利益を表すものであり、貢献度を図る上での観点等から選定をしております。

業績連動報酬等の額の算定方法は、月例の固定報酬の年額の10%を基本額とし、前連結会計年度実績に対する当連結会計年度期初計画の増減率と、当連結会計年度期初計画に対する当連結会計年度経常利益又は税引前利益のどちらか低い実績の達成率を換算係数として、基本額と二つの換算係数を乗じて算出します。

当連結会計年度の当社の経常利益は607百万円、税引前利益は1,820百万円でした。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会および監査等委員会への出席状況

		出席回数	出席率
取締役 (監査等委員)	高 芝 利 仁	(2019年5月24日就任)	
		取締役会17回開催 うち 17回出席 監査等委員会14回開催 うち 14回出席	100% 100%
取締役 (監査等委員)	松 本 光 博	(2019年5月24日就任)	
		取締役会17回開催 うち 17回出席 監査等委員会14回開催 うち 14回出席	100% 100%

2) 発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

両氏は、取締役会に出席し、取締役（監査等委員）高芝 利仁氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、取締役（監査等委員）松本 光博氏は、主に公認会計士としての専門的な見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。また、両氏は、監査等委員会に出席し、監査の方法および結果について、意見の表明を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人 保森会計事務所
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるKYODO DIE-WORKS(THAILAND)CO.,LTD.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人保森会計事務所は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,345,394	流 動 負 債	4,841,565
現金及び預金	1,950,512	支払手形及び買掛金	1,288,469
受取手形及び売掛金	2,527,054	短期借入金	2,083,803
電子記録債権	291,343	リース債務	152,317
商品及び製品	15,258	未払法人税等	247,914
仕掛品	920,847	賞与引当金	265,455
原材料及び貯蔵品	457,389	その他	803,604
未収入金	118,001	固 定 負 債	4,449,126
その他	65,014	長期借入金	2,352,969
貸倒引当金	△27	長期未払金	8,120
固 定 資 産	9,202,023	繰延税金負債	16,866
有形固定資産	7,725,147	リース債務	509,097
建物及び構築物	1,766,993	退職給付に係る負債	1,512,393
機械装置及び運搬具	1,150,908	資産除去債務	46,545
土地	4,094,335	デリバティブ債務	3,134
リース資産	505,847	負 債 合 計	9,290,692
建設仮勘定	75,207	純 資 産 の 部	
その他	131,854	株 主 資 本	5,781,434
無形固定資産	140,406	資本金	889,190
ソフトウェア	77,021	資本剰余金	778,642
リース資産	41,124	利益剰余金	4,224,628
その他	22,260	自己株式	△111,025
投資その他の資産	1,336,470	その他の包括利益累計額	△173,148
投資有価証券	217,244	その他有価証券評価差額金	29,712
繰延税金資産	1,049,791	繰延ヘッジ損益	△2,184
その他	69,434	退職給付に係る調整累計額	△164,257
		為替換算調整勘定	△36,419
		非支配株主持分	648,440
資 産 合 計	15,547,418	純 資 産 合 計	6,256,726
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,547,418

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,976,641
売上原価	10,151,949
販売費及び一般管理費	2,824,692
営業利益	2,190,435
営業外収益	634,256
受取利息及び配当金	47,108
受取賃貸収入	6,194
受取割引	11,948
受取替調整	3,132
受取費用	6,294
受取その他	7,713
営業外費用	11,824
支払貸付利息費用	74,168
支払リース手数料	45,654
支払の利益	4,131
特別利益	13,740
固定資産売却益	10,642
投資資産除却益	607,196
固定資産売却益	1,218,295
投資資産除却益	44
固定資産売却益	4,439
固定資産売却益	20,000
特別損失	1,242,778
固定資産売却損	48
固定資産売却損	3,744
工場移転費用	25,200
税金等調整前当期純利益	28,993
法人税、住民税及び事業税	1,820,982
法人税等調整額	235,324
当期純利益	135,009
非支配株主に帰属する当期純利益	1,450,649
親会社株主に帰属する当期純利益	37,321
	1,413,327

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目	金 額
資 産 の 部			負 債 の 部	
流 動 資 産		5,154,881	流 動 負 債	4,781,588
現金及び預金		920,842	支払手形	395,312
受取手形		41,925	買掛金	859,935
電 子 記 録 債 権		291,343	短期借入金	1,100,000
売掛金		2,408,298	長期借入金	983,803
商品及び製品		12,453	長期未払入金	152,317
仕掛品		910,723	未払消費税	465,435
材料及び貯蔵品		426,453	未払法人税等	53,638
未収入金		87,746	未払消費税	247,914
その他当座預金		55,122	賞与引当金	239,163
		△27	退職給付引当金	17,590
固定資産		8,892,516	固定負債	265,455
有形固定資産		7,429,689	長期借入金	1,023
建物		1,624,942	長期未払借入金	4,091,188
構築物		109,713	退職給付引当金	2,352,969
機械装置		995,425	退職給付引当金	8,120
車両運搬具		112	退職給付引当金	509,097
工具器具		119,479	退職給付引当金	1,171,322
土地		3,998,961	退職給付引当金	46,545
建物		505,847	退職給付引当金	3,134
無形固定資産		75,207	負債合計	8,872,776
ソフトウェア		134,168	純資産の部	
その他の資産		70,783	株主資本	5,147,092
投資その他の資産		41,124	資本剰余金	889,190
投資有価証券		22,260	資本準備金	778,642
投資有価証券		1,328,657	資本剰余金	757,934
投資有価証券		217,244	資本剰余金	20,708
投資有価証券		71,350	利益剰余金	3,590,286
投資有価証券		8,505	利益剰余金	125,100
投資有価証券		1,630	利益剰余金	3,465,186
投資有価証券		24,782	利益剰余金	2,000,000
投資有価証券		10,000	利益剰余金	1,465,186
投資有価証券		982,449	利益剰余金	△111,025
投資有価証券		12,695	利益剰余金	27,528
			利益剰余金	29,712
			利益剰余金	△2,184
資産合計		14,047,397	純資産合計	5,174,621
			負債・純資産合計	14,047,397

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,682,886
売上原価	9,129,380
売上総利益	2,553,506
販売費及び一般管理費	2,012,827
営業利益	540,678
営業外収益	44,645
営業外費用	74,168
経常利益	511,155
特別利益	
固定資産売却益	1,218,066
投資有価証券売却益	44
資産除去債務戻入益	4,439
補助金収入	20,000
特別損失	
固定資産売却損	48
固定資産除却損	3,476
工場移転費用	25,200
税引前当期純利益	1,724,980
法人税、住民税及び事業税	213,952
法人税等調整額	130,910
当期純利益	1,380,118

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

株式会社 放電精密加工研究所
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

東京都港区

代表社員 公認会計士 若林 正和
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小林 譲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社放電精密加工研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

株式会社 放電精密加工研究所
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

東京都港区

代表社員 公認会計士 若林 正和
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小林 譲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の監査状況について評価を行い、検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月19日

株式会社 放電精密加工研究所 監査等委員会

常勤監査等委員 細 江 廣太郎 ㊟

監査等委員 高 芝 利 仁 ㊟

監査等委員 松 本 光 博 ㊟

(注) 監査等委員 高芝 利仁及び松本 光博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は、変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<新設>	<p>(附則)</p> <p><u>1.</u> 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3.</u> 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	く 工	どう 藤	のり 紀	お 雄	■生年月日 1953年2月8日	■所有する当社株式の数 15,200株	再任
-----------	---	--------	---------	---------	--------	--------------------	------------------------	----



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年10月	富士電波電算機センター株式会社入社
1982年4月	日鉄鉱業株式会社入社
1989年3月	京北ビジネス株式会社入社
1997年9月	当社入社
2006年3月	当社航空トリボ事業部長
2008年3月	当社MPソリューション中部事業部長
2008年5月	当社取締役就任
2009年5月	当社常務取締役就任
2013年5月	当社専務取締役就任
2017年5月	当社取締役副社長就任
2018年5月	当社代表取締役社長就任 現在に至る

取締役候補者とした理由

工藤 紀雄氏は、2008年5月の取締役就任後、常務取締役、専務取締役、取締役副社長を歴任し、2018年5月から代表取締役社長に就任して、当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、経営全般の統括管理および当社グループの企業価値向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2 おおむら
大村

とおる
亮

生年月日
1952年9月29日

所有する当社株式の数
21,800株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年3月 東京マックス株式会社入社
1985年7月 富士ゼロックス株式会社入社
1987年1月 当社入社
2007年3月 当社管理部部長
2007年5月 当社取締役就任
2017年5月 当社常務取締役就任 現在に至る
(現在の担当)
経理部および人事総務部管掌、情報開示担当

取締役候補者とした理由

大村 亮氏は、当社グループの管理部門を管掌し、当社グループの企業統治、経営戦略をリードしてきた経験と実績を有しており、当社の管理部門の統括のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3 あんどう
安藤 洋平

生年月日
1954年6月22日

所有する当社株式の数
15,100株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 三菱重工業株式会社入社
2006年4月 三菱重工業名古屋誘導推進システム製作所 品質保証部長
2010年4月 当社入社 原動機事業部長
2011年3月 当社MPソリューション中部事業部長
2011年5月 当社取締役就任
2019年5月 当社常務取締役就任
2021年3月 当社取締役就任 現在に至る
(現在の担当)
経営企画戦略室および品質システム管理室管掌

取締役候補者とした理由

安藤 洋平氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの航空機エンジン部品事業をリードしてきた経験と実績を有しており、当社グループの経営戦略の推進のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4 や べ
矢 部

じゅん
純

■ 生年月日
1966年4月21日

■ 所有する当社株式の数
9,900株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年3月 当社入社
2009年5月 当社開発事業部長
2013年5月 当社取締役就任 現在に至る
(現在の担当)
環境マテリアル開発事業部およびKYODO DIE-WORKS (THAILAND)
CO.,LTD.管掌

取締役候補者とした理由

矢部 純氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの機械装置等事業をリードしてきた経験と実績を有しており、当社グループの新規事業推進および海外子会社の統括管理のため、引き続き選任をお願いするものであります。

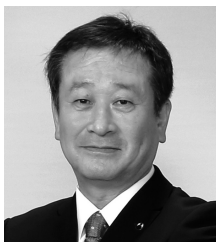
候補者
番号

5 たき かわ こう じ
瀧 川 浩 二

■ 生年月日
1964年7月7日

■ 所有する当社株式の数
13,300株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年12月 当社入社
2014年3月 当社原動機事業部長
2015年9月 当社執行役員就任
2017年5月 当社取締役就任 現在に至る
(現在の担当)
パワー&エナジー事業部およびエアロエンジン事業部管掌

取締役候補者とした理由

瀧川 浩二氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの原動機事業をリードしてきた経験と実績を有しており、当社グループの原動機事業および航空エンジン部品事業の推進のため、引き続き選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 ジャパックス株式会社入社
1990年 4月 当社入社
2015年 9月 当社執行役員就任
2018年 3月 当社産業メカトロニクス事業部長
2019年 5月 当社取締役就任 現在に至る
(現在の担当)
ダイ&ツール事業部および産業機械事業部管掌

取締役候補者とした理由

村田 力氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの機械装置等事業でプレス機の技術開発を中心となって推進してきた経験と実績を有しており、当社グループの金型事業および機械装置等事業の推進のため、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、監査等委員である取締役への就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 名定鉄工株式会社（現株式会社ナサダ）入社
- 1994年12月 同社取締役工場長
- 2005年11月 同社常務取締役工場長
- 2013年 7月 同社代表取締役社長
- 2016年10月 同社相談役
- 2017年10月 公益財団法人・新産業創造研究機構プロジェクト・アドバイザー 現在に至る
- 2018年 4月 兵庫ものづくり支援センター但馬技術コーディネーター

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

進藤 茂實氏は、株式会社ナサダにて同社の経営をリードしてきた経験と実績を有しており、その豊富な経験と高い見識を当社の監督および監査に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 進藤 茂實氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 進藤 茂實氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として金融商品取引所に届出を行う予定であります。
4. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 進藤 茂實氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、現行定款第32条第2項の規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査等委員である取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該役員等賠償責任保険契約被保険者に含まれます。

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

氏名	性別	役職	独立性	特に期待する知見・経験							
				企業経営 経営戦略	海外事業	営業・ マーケ ティング	技術・ 品質 研究開発	財務戦略 ・会計	人事・ 労務 人財開発	法務・ ガバナンス コンプライ アランス	ESG・ SDGs
工藤紀雄	男性	代表取締役社長		●		●		●	●	●	●
大村亮	男性	常務取締役		●				●	●	●	●
安藤洋平	男性	取締役		●	●		●				●
矢部純	男性	取締役		●	●	●	●				●
瀧川浩二	男性	取締役		●		●	●				●
村田力	男性	取締役		●		●	●				●
細江廣太郎	男性	監査等委員			●		●			●	
高芝利仁	男性	監査等委員	独立					●		●	
松本光博	男性	監査等委員	独立	●				●		●	

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2019年5月24日開催の当社第58期定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2022年2月25日開催の当社取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は事業報告16～17頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記 3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数36,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

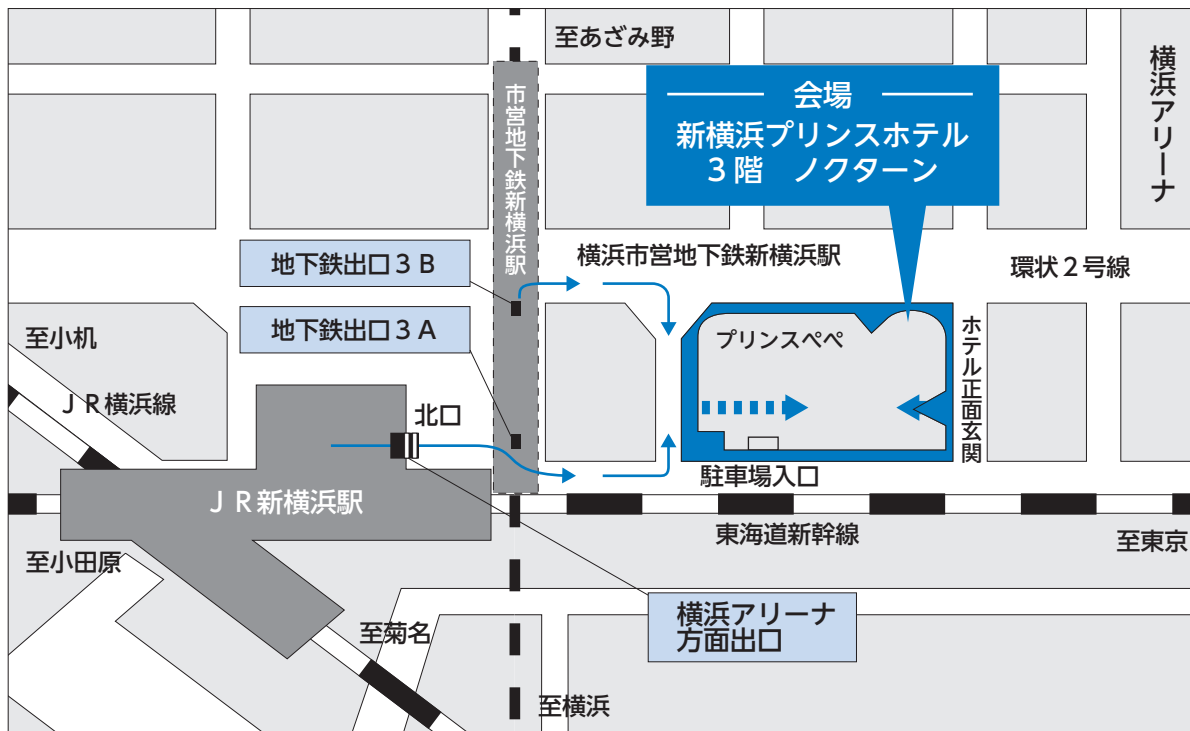
また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

株主総会会場 ご案内図



神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン
TEL : (045) 471-1111
(昨年と開催場所が異なりますのでご注意下さい。)



JR線 「JR新横浜駅」北口(横浜アリーナ方面出口)より徒歩2分

横浜市営地下鉄 「新横浜駅」3番出口より徒歩2分

交通の
ご案内

- 渋谷駅より東急東横線で菊名駅まで急行で26分、菊名駅よりJR横浜線利用3分
- 横浜駅より横浜市営地下鉄利用で11分
- 町田駅よりJR横浜線にて快速で17分
- 成田空港よりJR成田エクスプレスで90分
- お車利用の場合／第三京浜 港北インターチェンジより約3分

株式会社放電精密加工研究所

〒222-8580 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6 イノテックビル11階
ホームページURL <https://www.hsk.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。